

第1章 生活排水対策推進計画策定の背景

1 生活排水対策推進計画策定の背景

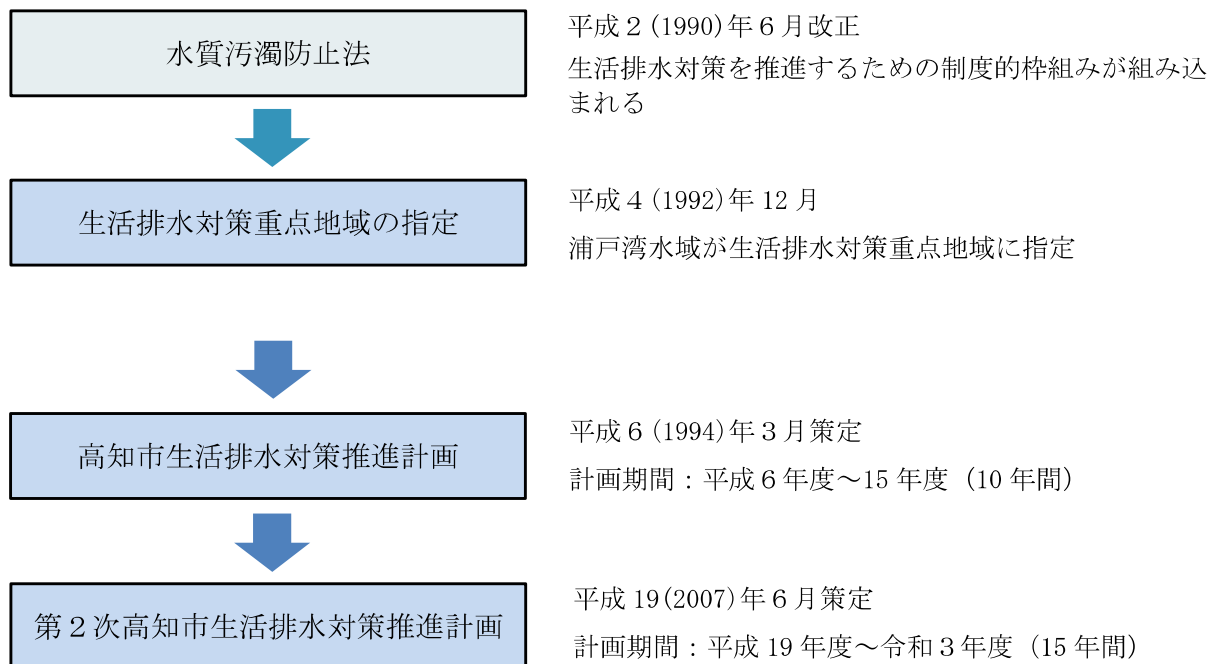
戦後の高度成長期により工場排水等による公害問題が発生し、工場排水への規制を目的として、昭和 45（1970）年に水質汚濁防止法が制定された。この法令により、工場排水に対しては一応の解決が見られた。

その後、生活様式の変化や市街地の周辺部への進展に伴い、一般家庭の生活排水が公共用水域へ排出され、水質汚濁の原因となってきた。

そこで、平成 2（1990）年に水質汚濁防止法が改正され、生活排水への対策として「生活排水対策推進計画」を策定することが定められた。

上記、改正法に基づき、平成 4（1992）年 12 月 11 日に高知県が「浦戸湾水域」（下水道処理区域を除く。）を「生活排水対策重点地域」に指定した。

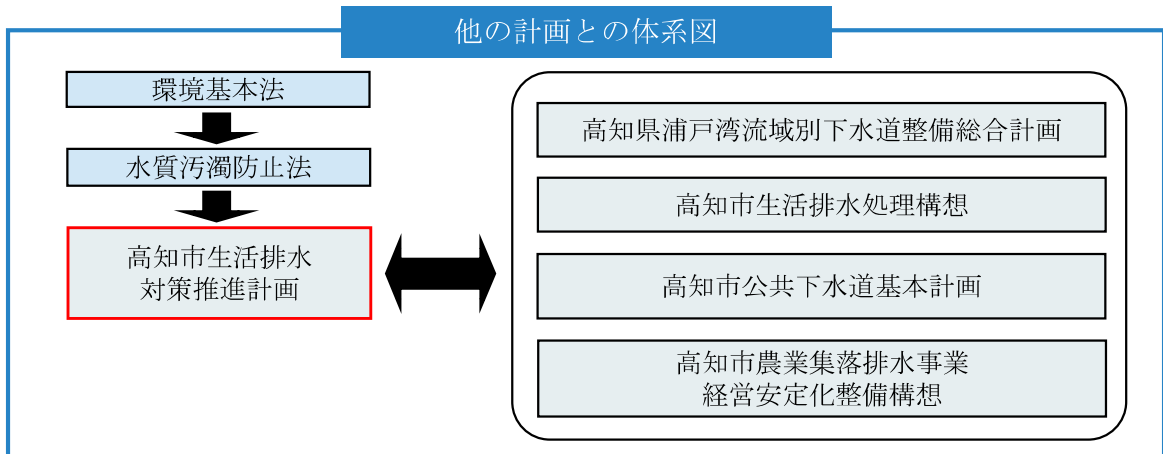
これを受けて本市では、平成 6（1994）年 3 月に「高知市生活排水対策推進計画」を策定した。また、平成 19（2007）年に社会情勢の変化への対応等を反映した「第 2 次高知市生活排水対策推進計画」（以下「第 2 次計画」という。）を策定した。



2 関連法令と計画の位置づけ

生活排水対策推進計画の策定に際しては、生活排水対策の推進に関する他の計画との整合性が図られるように留意することとされている。

このため、高知県が定める「高知県浦戸湾流域別下水道整備総合計画」、本市が定める「高知市生活排水処理構想」等との整合性を図る必要がある。



生活排水対策の推進に関する他の計画一覧

計画名称（以下略省）	概要
高知県浦戸湾流域別下水道整備総合計画 （以下 浦戸湾流総計画という。）	浦戸湾流域の公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全のため下水道を整備し、水質環境基準を達成・維持することを目標とした計画である。
高知市生活排水処理構想	農林水産省、国土交通省及び環境省の連名通知により平成29年度に改定した生活排水処理施設の整備構想である。各施設整備の基本方針となる計画で、効率的に整備を進めていくために、整備区域や整備手法、整備目標を定めるものであるため、各施設整備の基本方針となる計画で、本計画とほぼ同様の計画である。
高知市公共下水道基本計画	公共下水道の全体計画で、計画処理区域の全体を対象に、概ね20～30年先を計画目標年次に定め、計画汚水量、計画雨水量及び計画処理水質等の計画諸元を定めたうえで、管渠、ポンプ場、下水処理場の施設計画を策定した計画である。
高知市農業集落排水事業経営安定化整備構想	統廃合検討に基づくライフサイクルコストの最小化、予算の最適化、安定性の確保、施設機能の健全化等を踏まえたストックマネジメント計画に基づく農業集落排水処理施設の整備構想である。